【手数料をバーコード付き申請書で支払う場合】

高圧ガス製造施設の保安検査申請について手引き

１　第一種製造者は、その保有する高圧ガス製造施設ごとに保安検査を受検する必要があります。

　　第一種製造者は、その保有する高圧ガス製造施設について、１年に１回（その高圧ガス製造施設がＣＥである場合は、３年に１回）保安検査を受検する必要があります。

保安検査申請書は、保安検査の受検を希望する日の一ヶ月前までに提出してください。

　　なお、高圧ガス保安法第３５条第１項但書により、指定保安機関による保安検査を実施した第一種製造者は、その旨を都道府県知事に届け出ることによって、鳥取県知事による保安検査に代えることができます。

２　手続きに必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 部数 | 備考 |
| 保安検査申請書（様式第３８）、（様式第３７） | 1 |  |
| **鳥取県が発行する手数料納付書の支払後の控え** | 1 | **支払場所で受け取った「控１」のレシートを申請書の裏側に貼り付ける。（詳細は下記３を参照）** |

※控えが必要な時は、副本とともに２部提出すること。

３　手数料（申請書に印刷されたバーコードで納付してください。）

　　○処理能力により手数料額は異なります。詳細は、県ホームページ「高圧ガス関係の申請・届出」の「手数料について」に掲載されている「高圧ガス保安法関係手数料早見表」を参照ください。ご不明の点は、下記申請先に問い合わせください。

○バーコード付き申請書の入手に当たっては、**県ホームページ「高圧ガス関係の申請・届出」からダウンロード**できます。上記で確認した**手数料額に応じた申請書を選んで**ください。

○バーコードが印刷された申請書を**次の県機関の支払場所（営業時間：平日午前９時～午後５時）に提示して現金、電子マネー、クレジットカードにより手数料を納付**してください。

　　　　鳥取県庁本庁舎　地下１階　売店（鳥取市東町一丁目２２０）

　　　　中部総合事務所　別館１階　倉吉食品衛生協会（倉吉市東巌城町２）

　　　　西部総合事務所　本館３階　米子食品衛生協会（米子市糀町一丁目１６０）

　○納付後に受け取った**「控１」の印字があるレシート（例１）を申請書の裏面に貼り付け**てください。

　　（レジ故障時は、納付後に受け取った「県提出用」の印字及び領収印がある領収証書（例２）を貼り付け）

　　　　　　　　<例１>　　　　　　　　　　　　　<例２>

　 

４　申請の方法

申請に必要な書類を、次の申請先に郵送し、又は持参してください。

|  |
| --- |
| 鳥取県危機管理局消防防災課  〒６８０－８５７０  　鳥取市東町一丁目２７１番地  　電話　０８５７－２６－７０６３ |

様式第３８（一般則第７９条、第８０条）

様式第３７（液石則第７７条、第７８条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 保安検査申請書 | 一　般  液　石 | ×整理番号 |  |
| ×検査結果 |  |
| ×受理年月日 | 年 月 日 |
| ×許可番号 |  |
| 名称（事業所の名称を含む。） |  | | |
| 事務所（本社）所在地 | 〒 | | |
| 事業所所在地 | 〒 | | |
| 製造施設完成検査  の年月日 |  | | |
| 前回の保安検査の年月日 |  | | |
| 備考 |  | | |

　　 年 月 日

代表者 氏名

鳥取県知事 様

備考　　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。



　　　　２　×印の項は記載しないこと。

【支払場所（営業時間：平日午前９時～午後５時）】

　鳥取県庁本庁舎地下売店（鳥取市東町一丁目２２０）

　中部総合事務所２号館１階食品衛生協会（倉吉市東巌城町２）

　西部総合事務所３階米子食品衛生協会（米子市糀町一丁目１６０）